

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 東京都屋外広告物条例第十五条第五号に規定する専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の区域の指定……(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……一
- 建築基準法による一団地の区域 (三件) ……………(都市整備局都市街地建築部建築指導課)……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (三件) ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……五

公告

- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……六
- 正 誤
- 平成三十年六月四日付東京都告示第八百二十六号……六

告示

- 東京都告示第千三百十八号
東京都屋外広告物条例 (昭和二十四年東京都条例第百号。以下「条例」という。) 第十五条第五号に規定する専ら歩

行者の一般交通の用に供する道路の区域 (以下「歩行者道」という。) を次のとおり指定したので、条例第十八条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、東京都都市整備局都市づくり政策部において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十日

東京都知事 小池 百合子

道路名	起 点	終 点	区域	
			延長 (メートル)	条例第十五条の規定が適用される部分
特別区道 中日第二 八四号線	中央区日 本橋二丁 目五番先	中央区日 本橋二丁 目四番先	約六七	地下部 分の歩 行者道
特別区道 中日第二 ○号線	中央区日 本橋二丁 目十番先	中央区日 本橋二丁 目十一番 先	約三二	地下部 分の歩 行者道

●東京都告示第千三百十九号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年九月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
葛飾区新宿六丁目二千四百番二十一 平成三十年九月四日

二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千三百二十号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年九月二十日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

- 対象区域の地名地番 認定年月日
北区志茂三丁目四十三番一、同番六、平成三十年九月四日
四十四番二十六、四十五番三十八から同番四十まで、四十六番七、同番八、志茂四丁目四十八番二、同番三、同番十一から同番十四まで、同番十九、同番二十二、同番二十五、同番二十六、同番四十七、同番五十三及び同番五十四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千三百二十一号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年九月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

港区三田五丁目六十六番四、六十七番二、六十八番一、同番二、同番四 平成三十年九月
から同番六まで、同番十三、六十九番及び七十番 四日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千三百二十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

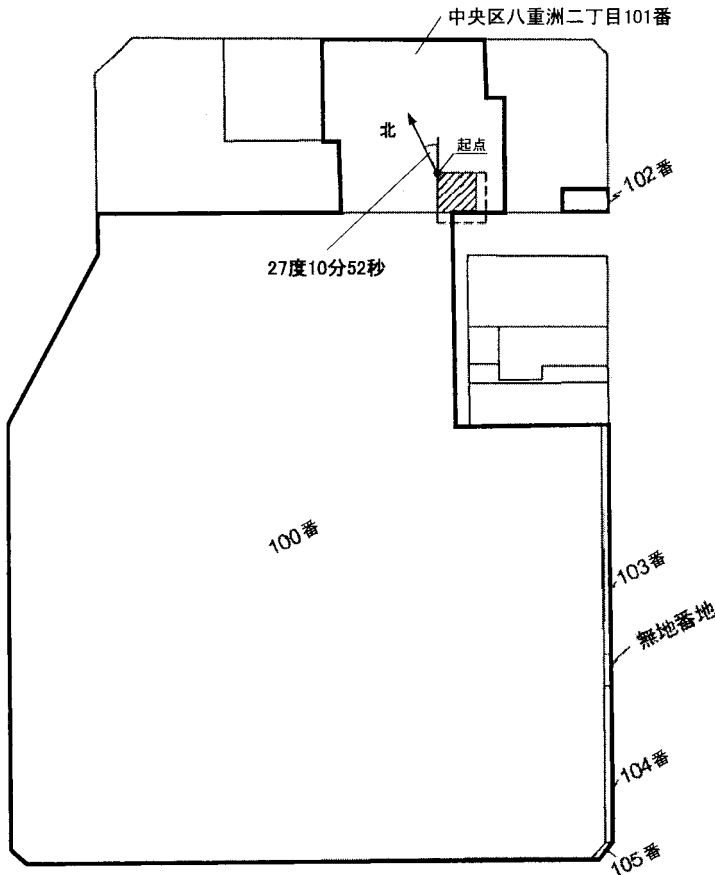
平成三十年九月二十日

東京都知事 小 池 百合子

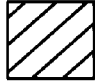
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区八重洲二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
-  : 形質変更時
要届出区域

【起点】

起点は、中央区八重洲二丁目101番地内
X:-35545.868 Y:-5750.389
(世界測地系座標計算による。)とする。

【格子の回転角度(27度10分52秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百二十三号

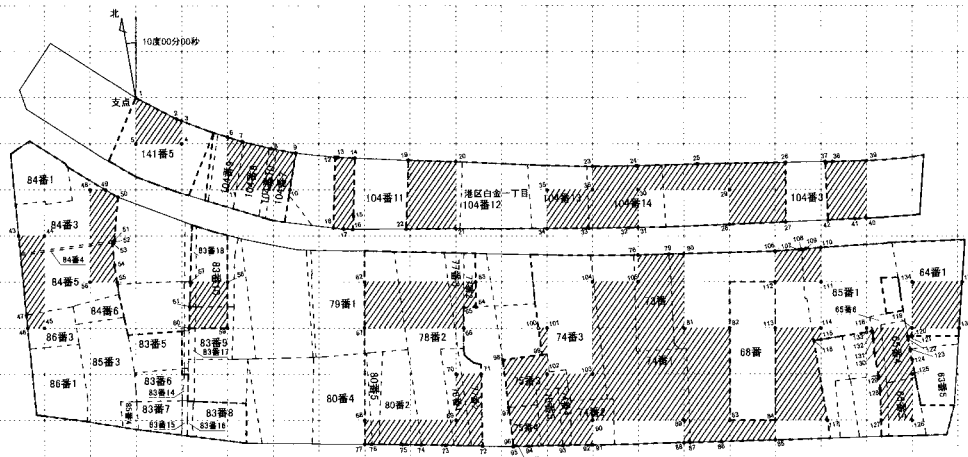
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一條 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月二十日

東京都知事 小 池 百合子

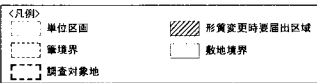
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区白金一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



<支店> 支店は、座標値(X=-39185.502 Y=-8022.02)とする。

座標値一覧		座標値一覧		座標値一覧		座標値一覧		座標値一覧		座標値一覧	
地点	座標値	地点	座標値	地点	座標値	地点	座標値	地点	座標値	地点	座標値
1	-39195.802	-8022.020	24	-39229.175	-8016.807	47	-39237.866	-8053.834	70	-39266.745	-8083.502
2	-39201.818	-8014.037	25	-39231.028	-8003.382	48	-39235.461	-8035.341	71	-39272.106	-8056.042
3	-39202.200	-8013.046	26	-39234.063	-8004.313	49	-39234.057	-8031.598	72	-39283.088	-8060.481
4	-39207.086	-8013.908	27	-39248.814	-8006.562	50	-39216.058	-8029.851	73	-39281.153	-8098.447
5	-39205.350	-8023.755	28	-39245.184	-8006.174	51	-39225.213	-8032.013	74	-39280.505	-8073.857
6	-39207.355	-8003.801	29	-39237.772	-8007.468	52	-39225.873	-8032.322	75	-39279.753	-8077.686
7	-39208.903	-8000.791	30	-39234.299	-8017.164	53	-39225.666	-8032.481	76	-39278.514	-8084.348
8	-39211.512	-8004.855	31	-39242.538	-8018.505	54	-39230.493	-8032.928	77	-39278.272	-8085.843
9	-39213.414	-8008.622	32	-39242.035	-8020.628	55	-39234.177	-8033.030	78	-39248.221	-8019.619
10	-39221.045	-8009.333	33	-39240.687	-8029.179	56	-39233.157	-8038.814	79	-39249.218	-8013.014
11	-39218.571	-8008.786	34	-39238.104	-8033.318	57	-39238.993	-8017.288	80	-39248.107	-8009.726
12	-39215.782	-8001.359	35	-39230.826	-8036.890	58	-39238.387	-8008.289	81	-39265.580	-8012.525
13	-39215.948	-8000.739	36	-39232.563	-8027.012	59	-39248.215	-8011.006	82	-39267.316	-8002.677
14	-39216.735	-8007.137	37	-39238.423	-8025.771	60	-39246.755	-8012.285	83	-39257.012	-8008.150
15	-39220.108	-8007.626	38	-39235.678	-8014.170	61	-39242.193	-8018.355	84	-39288.740	-8008.307
16	-39231.889	-8000.228	39	-39236.730	-8006.821	62	-39243.576	-8007.725	85	-39292.986	-8007.045
17	-39231.497	-8002.146	40	-39240.043	-8009.993	63	-39247.806	-8005.738	86	-39291.273	-8008.748
18	-39230.837	-8004.383	41	-39246.732	-8011.486	64	-39253.173	-8005.938	87	-39290.277	-8015.494
19	-39219.233	-8005.660	42	-39247.986	-8017.368	65	-39252.840	-8006.287	88	-39290.056	-8016.843
20	-39221.341	-8005.406	43	-39250.985	-8005.576	66	-39251.198	-8000.059	89	-39285.276	-8018.988
21	-39235.670	-8005.022	44	-39251.573	-8004.925	67	-39253.424	-8001.462	90	-39281.803	-8025.684
22	-39233.841	-8008.760	45	-39241.269	-8005.386	68	-39273.121	-8004.835	91	-39287.087	-8036.822
23	-39227.558	-8006.128	46	-39240.029	-8004.029	69	-39276.593	-8005.238	92	-39287.036	-8036.818



<格子の回転角度:10度00分00秒> 格子の回転角度は、支店を基準に、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

※表中の座標値は、世界測地系座標計算により作成した。

●東京都告示第千三百二十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

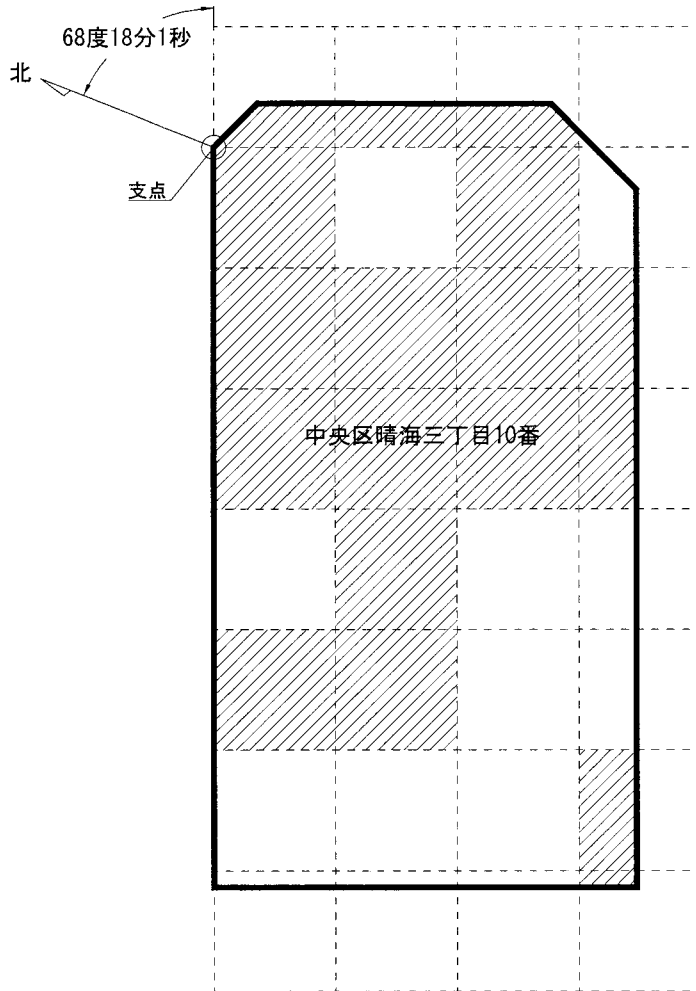
平成三十年九月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中央区晴海三
丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化
合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、中央区晴海三丁目
10番の最北端とする。

【格子の回転角度(68度18分1秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百二十五号

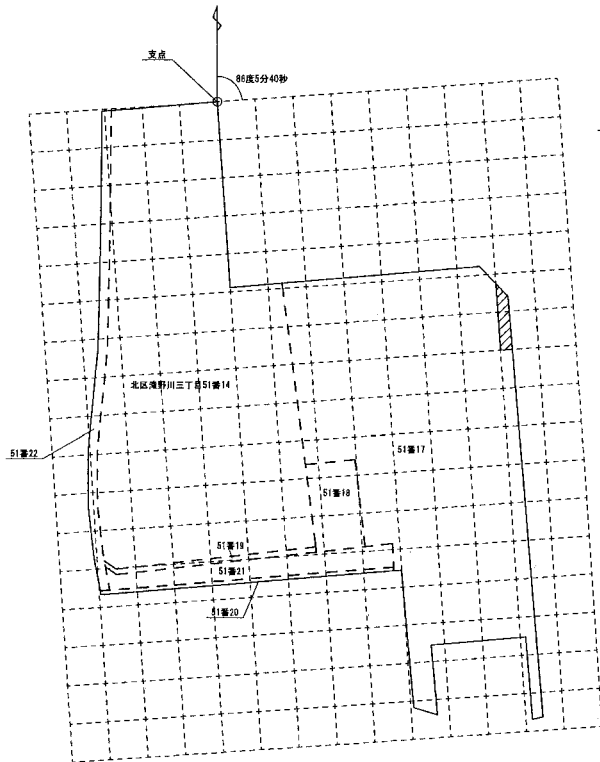
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第四十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区滝野川三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域
(平成30年東京都告示第41号により指定した区域)

【支点】

支点は北区滝野川三丁目51番14の最北端とする。

【格子の回転角度（86度5分40秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成三十年九月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

府中市小柳町二丁目二十五番
二の一部、同番二地先及び同
番四十一
西東京市東伏見三丁目六番
十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

西東京市田無町六丁目千七百
九番一
中央区銀座六丁目十七番一
号
三井不動産レジデンシャル
株式会社
代表取締役 藤林 清隆

稲城市大字押立字下関千二百
十七番から千二百二十九番まで
及び千百三十三番二
大和ハウス工業株式会社
支配人 田中 清彦

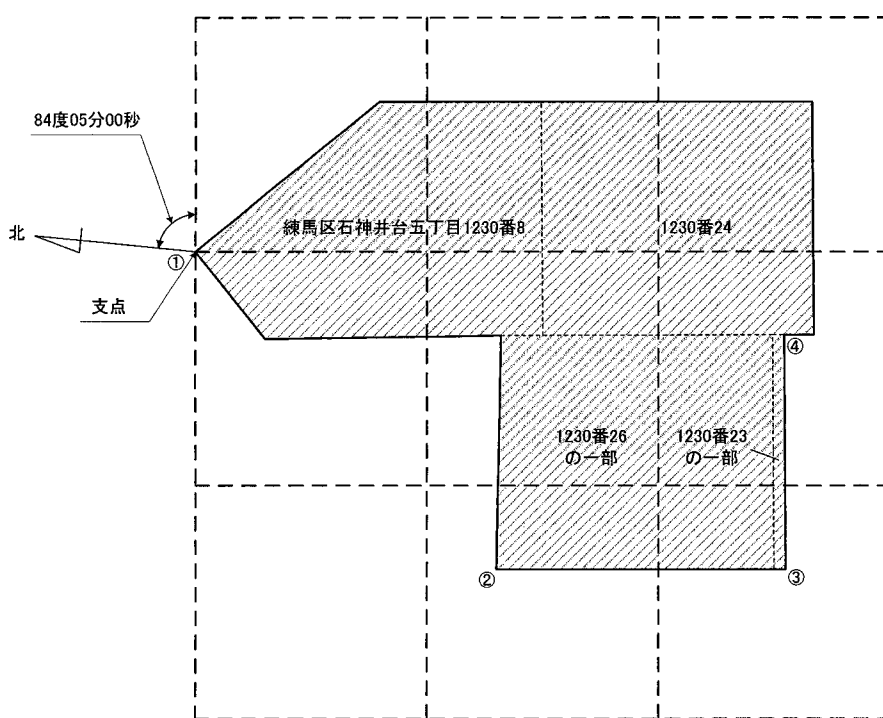
小金井市貫井北町五丁目七百
八十六番三
千代田区丸の内二丁目二番
三号
株式会社フージャースアベ
ニュー

稲城市大字東長沼字六号千九
百二十二番一、同番三及び同
番四
稲城市東長沼二千百八番地
の五
代表取締役 森 俊哉
遠藤 綾乃

正 誤

○平成三十年六月四日付東京都告示第八百二十六号
六ページ上段の別図を次のように訂正する。

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- //// 要措置区域

支 点

支点は、下記座標とする。
 X座標:-29340.076
 Y座標:-22276.856
 座標は世界測地系(測地成果2000)による。

格子の回転角度(84度05分00秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

境界点座標値(世界測地系)

測点番号	X座標	Y座標
①(支点)	-29340.076	-22276.856
②	-29355.020	-22290.190
③	-29367.559	-22289.227
④	-29367.368	-22276.924

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001